

厚生労働科学研究費補助金
政策科学推進研究事業

生活保護受給有子世帯の生活実態と養育・教育支援
および就労支援方策に関する研究

平成19年度 総括・分担研究報告書

主任研究者 岡部 卓

分担研究者 副田あけみ
矢嶋里絵
稲葉昭英
和気純子
堀江孝司
榎野葉月

平成20(2008)年3月

(平成19年度・総括・分担研究報告書)

目次

I. 総括研究報告	—————	1
生活保護受給有子世帯の生活実態と養育・教育支援および 就労支援方策に関する研究	—————	2
岡部 卓		
II. 分担研究報告	—————	9
生活保護における自立支援プログラム実践の一例 —P自治体の取り組みから	—————	10
岡部 卓・副田あけみ・矢嶋里絵・稲葉昭英・和気純子 堀江孝司・槇野葉月・堅田香緒里		
(資料) 板橋区生活保護自立支援プログラム実施の手引き	—————	33
III. 研究成果の刊行に関する一覧表	—————	169
IV. 研究成果の刊行物他・別刷	—————	173

I. 総括研究報告

厚生労働科学研究費補助金（政策科学推進研究事業）
（総括研究報告書）

生活保護受給有子世帯の生活実態と養育・教育支援および就労支援方策に関する研究

主任研究者 岡部 卓 首都大学東京 教授

研究要旨

本研究は、生活保護受給有子世帯の養育・教育・就労課題の析出とその援助・支援方策（ソーシャルワーク実践と政策）の検討を行なうことにある。このことを通して生活保護受給有子世帯の現在の生活再建を行なうだけでなく、将来にわたり貧困が世代間継承（再生産）されることを防止することにある。また、本研究は、生活保護の運営実施機関である福祉事務所の生活保護実践に貢献すると考える。

そこで、本研究では、（１）生活保護受給有子世帯の生活実態の把握と生活課題の析出（養育、教育、就労等それぞれの実態と課題）、（２）生活保護におけるソーシャルワークに関する研究として有子世帯への援助・支援の実態と在り方の検討（養育支援、教育支援および就労支援の実態と今後の在り方）、（３）生活保護政策に関する研究として生活保護政策の実態と今後の在り方の検討（ワークフェア政策、児童・家族政策の実態と今後の在り方）の三つを柱に分けて行なうこととする。

（１）（２）において、自治体（東京都板橋区）の協力を得て、①同自治体管区内の生活保護受給有子世帯を対象とする調査、②自立支援プログラム実施している生活受給有子世帯の養育・教育・就労支援に関わる調査、③生活保護における高校進学支援プログラムに関する調査、④生活保護における自立支援プログラム評価表に基づく調査を行なう。（３）においては、生活保護有子世帯に適用される制度・施策の現状ならびに課題について検討を行なう。とりわけ、生活保護制度における教育扶助ならびに生業扶助の検討を通して教育に関する制度資源の課題について言及する。

本年度は研究（３年間予定）の１年目に当たる。本年度の主要な研究目的は、（１）（２）を中心におこなっている。具体的には、①生活保護受給有子世帯の生活実態の把握と生活課題の析出、②生活保護受給有子世帯のみならず、生活保護受給世帯している世帯で、自立支援プログラムが有効適切に行なわれるための自立支援プログラムの開発、③生活保護自立支援プログラムの実施状況ならびに成果（評価）、④生活保護受給有子世帯のうち高校進学等の世帯を対象とする高校進学等自立支援プログラムについての実態把握ならびに援助・支援方策、である。

① については、自治体（東京都板橋区）と本研究班と共同で調査票を作成しそれを基に調査を実施。今年度は集計作業にとどめ、次年度以降に分析・考察を進める予定である。

- ② については、自治体（東京都板橋区）と研究班が検討を重ね共同で自立支援プログラムならびに到達（評価）指標の開発をおこなっている。その成果として、東京都板橋区/首都大学東京共編『生活保護自立支援プログラムの構築—官学連携による個別支援プログラムの Plan・Do・See』（ぎょうせい、2007. 12）を発刊している。そこでは、生活保護における自立概念、対人援助・支援の位置づけ、自立支援プログラムの内容、到達（評価）指標を示している。
- ③ については、自治体（東京都板橋区）で実施した各種自立支援プログラムの評価についての集計分析を行なっている。
- ④ 自治体（東京都板橋区）で取り組まれている、中学3年生の子を有している生活保護受給世帯を対象とした「高校進学支援プログラム」に関する調査は、今年度は集計作業にとどめ、次年度以降に分析・考察を進める予定である。

以上のように、今年度は、生活保護における自立支援プログラムならびに評価指標の開発、生活保護受給有子世帯の生活実態、自立支援プログラムの到達（評価）の実態把握を中心に行なった。

②にあたる自立支援プログラムならびに到達（評価）指標開発については、生活保護受給世帯の生活課題別にプログラム開発を作成、また到達（評価）指標についてはプログラム利用者の到達度とソーシャルワーカーによる確認方法の2つの観点から整理している。これは、生活保護のフィールドで職員が培ってきたノウハウ、そしてソーシャルワーク実践での学問的知見を取り入れて作成してきたものであり、これは全国に先駆けての総合的な自立支援プログラムであり、全国で初めての到達（評価指標）の作成となり、その意義は大きい。

① ③④調査事業においては、今年度、調査票の設計・実施・集計まで行ない、次年度以降に分析・考察を進めることになる。そこでは、生活保護を受給している有子世帯がどのような生活実態と援助・支援方策がとられているのか明らかにした上で、就労支援、養育支援、教育支援の在り方について検討することになる。このことは、②の自立支援プログラムに関しての修正・補強あるいは新たなプログラム開発のための重要な作業となる。

分担研究者	副田あけみ	首都大学東京	教授
	矢嶋里絵	首都大学東京	准教授
	稲葉昭英	首都大学東京	准教授
	和気純子	首都大学東京	准教授
	堀江孝司	首都大学東京	准教授
	楨野葉月	首都大学東京	助教

A. 研究目的

生活保護を受給している有子世帯においては、生活困窮を基底として生活諸側面に多岐にわたって生活課題が現れている。たとえば、失業（含若年失業）、低賃金、傷病、障がい、児童虐待、ひきこもり、不登校、DV、アルコール、多重債務等の問題である。これらの生活課題に対してどのような援助方策（政策および実践）を展開していったらよいかフィールドでは十分その対応策をもっていない実態にある。そのため、生活保護を受給する世帯の経済的自立・社会的自立が十分果たされず、またそこに関わるソーシャルワーカー等の対人援助職は苦慮することになる。生活保護における対人援助においても体系的な研究が十分おこなわれていない。そのため、これら生活課題や援助方策を理論的・実証的に明らかにする必要がある。

本研究では、上記問題関心から、生活保護を受給している世帯の生活課題の析出と自立支援に向けた方策を研究していく。具体的には、生活保護を受給している有子世帯の経済的自立・社会的自立に向けどのような支援を行なうことができるかについて検討することにある。そこで、生活保護を受給している有子世帯の生活実態を通してどのような生活課題（就労課題・養育課題・教育課題）を有しているのかを明らかにし、次いで、経済的・社会的自立に向けてどのような援助・支援方策（ソーシャルワーク実践と政策）が考えられるかを検討することにある。このことを通して生活保護受給有子世帯の現在の生活再建を行なうだけでなく、将来にわたり貧困が世代間継承（再生産）されることを防止することにある。

本研究事業は、次の3つの柱に分けて行なう。（1）生活保護受給有子世帯の生活実態の把握と生活課題の析出（養育、教育、就労等それぞれの実態と課題）を行なう。（2）生活保護におけるソーシャルワークに関する研究として有子世帯への援助・支援の実態と在り方の検討（養育支援、教育支援および就労支援の実態と今後の在り方）する。（3）、生活保護政策に関する研究として生活保護政策の実態と今後の在り方の検討（ワークフェ政策、児童・家族政策の実態と今後の在り方）を行なう。

（1）（2）において、自治体（東京都板橋区）の協力を得て、①同自治体管区内の生活保護受給有子世帯を対象とする調査、②自立支援プログラム実施している生活受給有子世帯の養育・教育・就労支援に関わる調査、③生活保護における高校進学支援プログラムに関する調査、④生活保護における自立支援プログラム評価表に基づく調査を行なう。（3）においては、生活保護有子世帯に適用される制度・施策の現状ならびに課題について検討を行なう。とりわけ、生活保護制度における教育扶助ならびに生業扶助の検討を通して教育に関する制度資源の課題について言及する。

初年度の主要な研究目的は、（1）（2）を中心におこなっている。具体的には、①生活保護受給有子世帯の生活実態の把握と生活課題の析出、②生活保護受給有子世帯のみならず、生活保護受給世帯している世帯で、自立支援プログラムが有効適切に行なわれるた

めの自立支援プログラムの開発、③生活保護自立支援プログラムの実施状況ならびに成果（評価）、④生活保護受給有子世帯のうち高校進学等の世帯を対象とする高校進学等自立支援プログラムについての実態把握ならびに援助・支援方策、である。

B. 研究方法

初年度の研究事業は、研究班による月 1 回の定例研究会を計 8 回実施し、主任・分担研究者全員で研究課題の実施方法や調査結果の検討を行なうなど、精力的にかつ綿密な協力体制もと研究を進めた。

また自治体（東京都板橋区）の職員の方々には、自立支援プログラム策定のための会議ならびに調査票の検討や調査実施に協力をしていただいた。

（倫理面への配慮）

本調査においては、個人・世帯が特定されないよう注意を払い調査を実施した。また、本調査対象自治体である東京都板橋区における個人情報保護条例に照らし抵触しないかどうか当該自治体と協議をおこない、東京都板橋区から提供されたデータを基に調査を集計・分析・考察をおこなっている。

C. 研究結果

○生活保護受給有子世帯調査

自治体（東京都板橋区）と本研究班と共同で調査票を作成しそれを基に調査を実施。今年度は集計作業にとどめ、次年度以降に分析・考察を進める予定である。

○生活保護自立支援プログラムの作成

自治体（東京都板橋区）と研究班が検討を重ね共同で自立支援プログラムならびに到達（評価）指標の開発をおこなっている。その成果として、東京都板橋区/首都大学東京共編『生活保護自立支援プログラムの構築—官学連携による個別支援プログラムの Plan・Do・See』（ぎょうせい、2007. 12）を発刊している。

そこでは、生活保護における自立概念、対人援助・支援の位置づけ、自立支援プログラムの内容、到達（評価）指標を示している。

○自立支援プログラム評価票に基づく調査

自治体（東京都板橋区）で実施した各種自立支援プログラムの評価についての集計分析を行なっている。

○自治体における「高校進学支援プログラム」に関する調査

自治体（東京都板橋区）で取り組まれている、中学3年生の子を有している生活保護受給世帯を対象とした「高校進学支援プログラム」に関する調査は、今年度は集計作業にとどめ、次年度以降に分析・考察を進める予定である。

以上のように、今年度は、生活保護における自立支援プログラムならに評価指標の開発、生活保護受給有子世帯の生活実態、自立支援プログラムの評価の把握を中心に行なった。自立支援プログラムならびに評価開発については、生活保護受給世帯の生活課題別にプログラム開発を作成、また評価指標についても詳細に点検項目となっている。これはこれまで培ってきた生活保護のフィールドでの個人のノウハウ、そしてソーシャルワーク実践での学問的知見を取り入れ、組織的・段階的・継続的に取り組めるよう作成してきたものであり、これは全国に先駆けての総合的な自立支援プログラム・評価指標の作成となっている。

調査事業においては、今年度、調査票の設計・実施・集計まで行ない、次年度以降に分析・考察を進めることになる。生活保護を受給している有子世帯がどのような生活実態と援助・支援方策がとられているのか明らかにした上で、就労支援、養育支援、教育支援の在り方について検討することになる。このことは、②の自立支援プログラムに関しての修正・補強あるいは新たなプログラム開発のための重要な作業となる。

D. 考察

○自立支援プログラムと評価の開発

2005（平成 17）年度より実施されている自立支援プログラムは、地方自治体が組織的に被保護世帯等の自立を支援するために、「個別支援プログラム」を策定し、自立に向けた支援を行おうとしている。自立支援プログラムが提起された背景には、その支援がこれまで担当職員個人の努力や経験に依存し、組織的な取組みが十分行えてこなかった背景がある。

自立支援は、就労自立が先行し、日常生活・社会生活レベルの総合的な自立支援になり得ていないという指摘もある。また、実施体制上の課題により、プログラムの策定が困難とする実施機関の課題も顕在化してきている。

そのような状況の中で、研究班が関わっている自治体（東京都板橋区）は、全国に先駆け総合的な自立支援プログラムの策定づくりを進めている。そこでの手法は対人援助に携わっている職員の方々の議論の積み上げによるボトムアップ方式であり、研究班もそこに関与し自立支援プログラムと評価指標の開発を行ってきた。

この自立支援プログラムは、経済的自立に偏することなく、社会的自立・日常生活自立を目指す各種プログラムの策定する方向性、また、生活保護を受給している有子世帯の生活実態を通してどのような生活課題（就労課題・養育課題・教育課題）を念頭に置いてプログラムを策定していく方向性がみられることである。とりわけ、「高校進学支援プログ

ラム」等に代表されるプログラムは、有子世帯の就労支援・養育支援・教育支援に一石を投じるものである。生活保護受給有子世帯の現在の生活再建を行なうだけでなく、将来にわたり貧困が世代間継承（再生産）されることを防止することにより、対人援助・支援が内実の伴ったものと考えられる。

○ 調査を行なうことの意味

生活保護を受給している有子世帯がどのような生活実態にあるのか、またどのような生活課題を有しているのか。さらに高校進学プログラム対象世帯は、どのような生活実態にあるのか、他のどのような支援プログラムをはじめ社会資源を活用しているのか。そして、各種自立支援プログラムがどのような実施状況ならびに到達度にあるのか。今年度においては、これら実態を明らかにするため、自治体（東京都板橋区）の協力を得て、調査票の設計、実施、集計を行ない、次年度以降分析・考察予定である。それぞれの調査は該当者すべてを対象とする全数調査である。

本研究の対象となる有子世帯においては、これまで就労支援をおこない経済的自立を目指す方向で対人援助・支援が行なわれてきているが、その多くは非正規雇用でしかも有期であり、経済生活を安定させるものでない。また、養育支援、教育支援が不十分であるという指摘されている。これら状況に対してどのような状況にあるのかを把握することは意味があり、また、これまで進められてきたプログラムの効果を検討することプログラムそのものの精度を高めていくことにもつながる。

今後に向けては、就労支援・養育支援・教育支援それぞれのプログラムの検討あるいは「就労—養育—教育」プログラムのパッケージ化も視野に入れた対人援助・支援の検討も必要になってくるのではないかと考える。

次年度以降に調査データももとに、有子世帯の実態を通して明らかになった生活課題、援助・支援方策の検討に入っていきたいと考える。

E. 結論

- 1 今後の方向として、次年度以降、本年度実施した各種調査の集計結果をもとに、有子世帯の実態を通して明らかになった生活課題を析出する。
- 2 今後に向けて、就労支援・養育支援・教育支援それぞれのプログラムの検討を行なう。
- 3 「就労—養育—教育」プログラムのパッケージ化も視野に入れた対人援助・支援の検討を行なう。

F. 健康危険情報

なし

G. 研究発表

著者氏名	論文タイトル名	書籍全体の編集者名	書籍名	出版社名	出版地	出版年	ページ
岡部卓	「はじめに」「第1編 板橋区自立支援プログラムの位置付けと意義」	東京都板橋区／首都大学東京	生活保護自立支援プログラムの構築 -官学連携による個別支援プログラムの Plan・Do・See-	ぎょうせい	東京	2007	1-15

H. 知的財産権の出願・登録状況

特になし

Ⅱ. 分担研究報告

厚生労働科学研究費補助金（政策科学推進研究事業）

（分担）研究報告書

生活保護における自立支援プログラム実践の一例 —P自治体の取り組みから

岡部卓（首都大学東京 都市教養学部 教授）

副田あけみ（首都大学東京 都市教養学部 教授）

矢嶋里絵（首都大学東京 都市教養学部 准教授）

稲葉昭英（首都大学東京 都市教養学部 准教授）

和気純子（首都大学東京 都市教養学部 准教授）

堀江孝司（首都大学東京 都市教養学部 准教授）

槇野葉月（首都大学東京 都市教養学部 助教）

堅田香緒里（東京都立大学大学院社会科学部博士課程／恩賜財団母子愛育会リサーチ・レジデント）

研究要旨：

生活保護において、2004年度より、生活保護制度の運営実施機関が組織的に生活保護受給世帯の自立を支援する制度に転換することを目的とする自立支援プログラムが導入されることとなった。

自立支援プログラムは、実際には各自治体においてどのような形で取り組まれているのか。本研究では、これを明らかにするための一つの足がかりとして、全国に先駆けて首都大学東京と官学連携し自立支援プログラムの策定とその評価事業に取り組んだP自治体の各種プログラムの概要、評価結果と課題を明らかにする。

A. 研究目的

生活保護を受給している有子世帯は、生活困窮を基底として生活諸場面でどのような生活課題をかかえているのか、また、そこでどのような援助・支援方策（ソーシャルワーク実践および政策）を展開していったらよいのか、について理論的・実証的に明らかにする必要がある。そして、このことを通して生活保護受給有子世帯の現在の生活再建を行なうだけでなく、将来にわたり貧困が世代間継承（再生産）されることを防止することにつながってくる。

生活保護の実践に関する近年の大きな変化として、自立支援プログラムの導入を挙げることができる。これは、①被保護世帯の抱える問題の複雑化・多様化、②保護受給期間の長期化、③被保護世帯数の増加、といった状況をふまえて、「経済的給付を中心とする現在

の生活保護制度から、実施機関が組織的に被保護世帯の自立を支援する制度に転換すること」を目的として導入されたものである（「平成 17 年度における自立支援プログラムの基本方針について」（厚生労働省社会・援護局通知（社援発第 0331003 号））。

では一体ここでいう「自立」とは何か。指針によれば、プログラムのいう「自立」には、就労による経済的自立＝「就労自立」のみならず、日常生活において自立した生活を送ること＝「日常生活自立」、地域社会の一員として充実した生活を送ること＝「社会生活自立」も含まれるとされている。しかし注意しなければならないのは、プログラムの運用にあたっては、「生活保護受給者就労支援事業」（公共職業安定所と実施機関との連携により被保護者の就労支援を行うもの）の実施に「早急かつ優先的に取り組むこと」が明記されている点である。ここから、プログラムが志向する「自立」は、「就労自立」に不均衡に傾きかねないことが読み取れる。

「就労自立」と同一視された「自立」を志向するこうした傾向は、近年の日本の福祉改革の一つの特徴であるといえよう。たとえば、野宿者対策としての「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」（いわゆる「ホームレス自立支援法」）や、フリーター／ニート対策としての「若者自立塾」なども同じ系譜に位置付けることができる。「就労自立」を強調するこれらの政策は、近年の先進福祉資本主義諸国間に共通している動向－ワークフェア－に連なるものだとひとまず整理できる。

こうした一般的動向に対して、かならずしも「就労自立」に限られない自立のあり様を支援していこうという個別プログラムを展開している自治体の実践を指摘することもできる。なかでも先駆的な個別プログラムを展開していると全国的にも評価されているのが、P自治体の取り組みである。そこで本研究では、P自治体の実践に注目し、具体的には、P自治体の「自立支援プログラム評価表」を基に調査を行う。こうした作業を通して、生活保護有子世帯への養育・教育・就労支援の実態を把握し、今後のよりより支援のための基礎を提出することが本研究の目的となる。

B. 研究方法

P自治体の協力を得て、生活保護における自立支援プログラム評価表（以下、評価表）に基づく調査を行った。この評価表は、昨年度P自治体と首都大学東京とが協同で作成したものであり、P自治体で取り組まれている自立支援プログラムの個別プログラムへのワーカーの取り組みを評価するためのものである。なお、評価表は『P自治体 自立支援プログラム実施の手引き』に収録されている。ここで注意しておきたいのは、評価表は、本来、ケースワーカーが自らのプログラムの実施遂行状況やソーシャルワークについて反省・評価するために作成されたものであり、勤務評定とは異なるということである。

さて、本調査では、評価表に基づいた評価結果データ（実施されたプログラムに関する評価表のみ）をP自治体から預かり、そのデータを分析・解釈する。また、これらの分析・

解釈を通して、よりよいプログラムの実施のために必要な方策を示すことを目指す。なお、今回取り扱う評価表への記入が行われた期間は、平成 19 年 7 月 1 日～平成 19 年 10 月 31 日である。以下に、16 のプログラムを列挙する。

※ 16 のプログラム

- (1) 高校進学支援プログラム
- (2) 不登校児支援プログラム
- (3) ひきこもり改善支援プログラム
- (4) 若年者社会生活支援プログラム
- (5) 精神障がい者在宅生活支援プログラム
- (6) 精神科等受診支援プログラム
- (7) 精神障がい者退院支援プログラム
- (8) 在宅要介護（支援）高齢者等支援プログラム
- (9) 介護サービス利用支援プログラム
- (10) 人工透析患者支援プログラム
- (11) 居宅生活移行支援プログラム
- (12) 住宅情報提供支援プログラム
- (13) 成年後見制度利用支援プログラム
- (14) 多重債務解消支援プログラム
- (15) 就労支援プログラム
- (16) 「生活保護受給者等就労支援事業」活用プログラム

C. 研究結果・考察・結論

1 ひきこもり改善支援プログラム

1.1 プログラムの概要

当プログラムは、ひきこもり状態にある被保護者が、適切な治療または社会的適応能力を回復、維持できるように、当事者、家族、関係機関との連携を図りながら支援を提供していくものである。プログラム対象者が単身世帯である場合と、家族と同居している世帯である場合とでは当然ながら介入方策が異なる。単身世帯である場合には、訪問、電話、手紙等の方法を通して対象者との関係性を構築する。対象者と面接し生活状況等を把握できた段階で、健康福祉センターの保健師と連携し、病院の受診や健康福祉センターにある対策メニュー等から対象者に適した支援策を検討し提供していくことになる。

家族と同居している世帯であれば、家族への働きかけが重要になる。家族の関わりがひきこもり状態の維持や改善に大きく影響することもあるため、対象者の生活状況だけではなく、家族の一人一人の対象者に対する態度や接し方等について聴取し、家族との関係構築にも尽力する。関係機関と連携した支援についても家族の合意の下で進められる。

1.2 課題項目の概要

自己点検の課題項目は、ひきこもり状態にある対象者との関係、家族との関係、関係機関との関係に関して設定されている。ひきこもり状態にある対象者と支援関係を築いていくことの難しさを踏まえ、課題項目は「声かけに応じる」「会話ができる」等スモールステップでの評価ができるように設定されている。

1.3 集計結果（自己点検の結果のまとめ）

平成19年の自己点検評価表の提出があったケースは1事例のみであった。支援開始時は平成19年の8月であり、自己点検実施は9月末であるため、ほぼ1ヶ月間の支援である。家族同居世帯の事例であり支援は継続中である。ひきこもり状態にある本人との関係性の構築には苦慮しているが、家族との面接により生活状況の把握や支援関係の構築に向けての働きかけが行われている。健康福祉センターとの連携も始まっており、複合的な問題を見据えた支援が行われる予定となっているとのことである。

1.4 今後の展望

「ひきこもり状態」と一口にいても、当事者や家族の年代や抱えている困難によって支援の方策やあり方は異なる。単一機関による支援ではなく連携しつつ多様な支援策を提供できることが状態の改善への重要な糸口になるかもしれない。

2 不登校児支援プログラム

2.1 プログラムの概要

当プログラムは、被保護世帯に義務教育の不登校状態の子どもがいる場合に実施される、子ども本人と保護者を対象とするプログラムである。担当CWは子どもや家族の状況を把握し、子どもや保護者の同意を得た上で学校に連絡し、情報を共有し連携を図る。また家庭の状況を把握した結果、児童虐待や育児放棄等親の不適切な養育状況が明らかになった場合には、速やかに子ども家庭支援センター（緊急時には児童相談所、警察）と連携する。関係機関としてはフレンドセンター（相談、コンサルテーション、適応指導教室）やスクールカウンセラー、教育相談所、子ども家庭支援センター、児童相談所が挙げられる。担当CWは保護者にこれらの機関について紹介し利用を促したり、学校や関係機関からの働きかけや協力を要請したり、必要なら同行訪問を行うなど、共通理解に基づく支援を展開していく。これらにより、子どもの不登校状態の解消や、社会的適応能力の向上を図るプ

ログラムである。

2.2 課題項目の概要

支援対象者については、「子どもの表情が明るくなった」「子どもがあいさつ等声かけに応じるようになった」等子どもの変化に関する項目と、「保護者が子どもに対する思いを話すようになった」「保護者が関係機関につながるようになった」等保護者の変化に関する項目が含まれている。援助の点検項目では、子ども、保護者に対する働きかけに加えて、通学先や関係機関への働きかけに関する項目も設けられている。

2.3 集計結果

3事例の回収が得られたが、課題改善項目については全て未評価であった。支援開始日は5月、7月、8月であり、点検日までは数ヶ月しか経過していなかった。全事例とも支援継続中であり、十分な評価が行えなかったのかもしれない。

2.4 今後の展望

不登校児の支援においては、子どもへの支援および家族への支援が必要不可欠である。福祉事務所のワーカーとして、不登校の子どもと直接的な援助関係を構築するのは困難かもしれないが、学校の教員やスクールカウンセラーとは異なる援助規範に基づく支援を提供できれば、新たな解決の糸口になるかもしれない。平成20年度より予算化されたスクールソーシャルワーカー事業との連携も今後は重要になるであろう。

3 若年者社会生活支援プログラム

3.1 プログラムの概要

義務教育終了後、就労や修学をしていない概ね20歳代の若年の保護者を対象としたプログラムである。対象者に対して適性を検討し、進学、就職、職業訓練の受講等に結びつけ、支援対象者の経済的、社会的自立を促すことを目的としている。

対象者の年代や希望にあわせて、高校進学支援や就労支援といった他の支援プログラムの適用や、職業訓練校入校時技能習得費の支給について検討する。希望が不明瞭な場合には、関係機関を活用して適性を検討したり、精神面での問題への対応必要性を検討したりし、定期的な面接により継続的な支援の提供を心がける。主な連携先としては福祉事務所の就労支援相談員、保健師、東京しごとセンターなどが挙げられる。

3.2 課題項目の概要

支援対象者の課題改善項目には、「面接ができるようになった」「支援対象者／家族の表情が明るくなった」「具体的行動を決めることができるようになった」等支援対象者および家族との関係構築の指標になるものと、「他のプログラムにつながった」「東京しごとセン

ターにつながった」等他のプログラムや関係機関との連携という介入の進展度に関連する項目がある。また CW による援助の点検項目は状況の聴取、支援方針の検討等、段階的な支援が把握できる内容となっている。

3.3 集計結果

平成 19 年度の 9 月時点での点検票は 1 事例のみであった。5 月に介入を開始し、9 月の調査時点では支援継続中であった。

CW は支援対象者と CW と面接を行い、生活状況を把握し、本人と不安や悩みを分かち合い、考えをまとめて具体的行動に移すこともでき、いったんは就労支援プログラムへとつなげることができた。また家族との関係も築くことができた。その結果、就労支援プログラムによって就労を開始することができたが辞めてしまい、再度支援を行なう段階であった。

3.4 今後の展望

若年者の社会生活支援は重要な課題であるが、プログラムへの参加に結びつけること自体が一つの課題であると思われる。支援の提供に際しては、単純に「就労や就学に結び付ける」ことを目的とするだけでなく、度々の困難や失敗に直面しつつ、安定した人間関係に支えられて乗り越えていく体験を重ねられるような、息の長い支援が求められる。今後、事例を蓄積していく中で、生活状況や課題の把握、悩みの共有に加えてさらにどのような援助が若年者の社会生活支援に求められるのか明らかにしていく必要がある。

4 精神障がい者在宅生活支援プログラム

4.1 プログラムの概要

精神障がいにより、日常生活上の様々なことに困難を感じるものの、対人関係を築くのが難しく、適切な相談機関へ援助を求めることが難しいものも少なくない。本プログラムでは、精神障がいのある在宅の被保護者に対し、精神科医療機関等と連携をはかりながら、日常生活における個別課題に応じて医療、制度、福祉サービスが利用できるよう支援していくことにより、日常生活自立及び社会参加を促すことを目的としている。

4.2 課題項目の概要

支援対象者の課題改善項目は、サービスの利用に関するもの、「生活にリズムができた」「服装が清潔になった」等日常生活の身辺自立に関するもの、「人との交流が増えた」「将来について話すようになった」等社会参加や安定した生活に関連するものが含まれている。援助の点検項目は、状況の聴取やサポート資源の把握、サービスの利用促進に関する項目となっている。

4.3 集計結果（自己点検の結果のまとめ）

標本数は25であり、うち介入開始から自己点検実施日まで1ヶ月も経過しておらず「支援継続中」と評価された1例は、課題改善（到達）項目全てについて未評価であった。また「改善」と報告された1事例に関しては、ほぼ全ての項目で「できた」あるいは「ある程度できた」と評価されていた。23例は「確認（現状維持）」という状態であった。

この23事例の評価について概要を表4.1に示す。支援対象者の課題改善度について最も高く評価されていたのが「安定した生活が維持できている」（「できた」が13例、「ある程度できた」が8例）であり、ついで「関係機関とつながり相談先が増えた」（「できた」が10例、「ある程度できた」が4例）であった。その他の項目については、23例中10例前後で非該当または未記入の回答となっており、十分な情報が得られていない。

一方CWによる援助の点検項目では、支援対象者の生活状況やサービス利用状況の把握や関係機関とのかかわりの把握といった、個別面接で可能な項目については「できた」という評価が多い。一方で、新しい制度・サービスや利用できる制度・サービスの話になると、説明ができた対象が10例弱いる一方で、できないないしは調査不能とされるものも10例ほど見られる。利用できるサービスなどについて積極的に情報の提供を受けている支援対象者と、情報の提供を受けているかどうかすら定かではない支援対象者がいるということであるなら、こうしたサービスの格差が今後の安定した地域生活に何らかの影響を与えるのかどうか、注意深く見守る必要があるかもしれない。

表 4.1 ケースワーカーによる自己点検評価

	できた	ある程度 できた	少しできた	できない	調査不能
＜支援対象者の課題改善項目＞					
安定した生活が維持できている。	13	8	1	1	0
関係機関とつながり相談先が増えた。	10	4	0	0	9
新たな制度・サービスの利用を開始した。	9	0	1	1	12
服装が清潔になった。	9	3	1	1	9
服薬ができるようになった。	8	4	1	0	10
利用可能な制度・サービスの情報を得た。	7	5	0	0	11
室内が清潔になった。	7	2	4	1	9
表情が明るくなった。	7	5	3	0	8
生活にリズムができた。	6	4	2	2	9
落ち着いた雰囲気を持つようになった。	6	7	0	1	9
生活を向上させたい意欲が出た。	5	3	3	3	9
課題に対して達成感を持てた。	4	6	2	1	10
人との交流が増えた。	4	7	1	2	9
将来について話すようになった。	3	4	2	5	9
＜CWによる援助の点検＞					
支援対象者の制度・サービスの利用状況を把握した。	20	1	2	0	0
関係機関との関りを把握した。	14	7	1	1	0
支援対象者の生活状況を把握した。	13	6	4	0	0
支援対象者の訴えを聴取した。	12	8	2	1	0
利用できる制度・サービスの説明をした。	10	2	0	3	8
新しい制度・サービスにつなげた。	8	1	0	4	10
新しい制度・サービスの利用後に状況把握をした。	8	3	0	4	8
関係機関と連携して制度・サービスの利用支援を行った。	7	2	0	3	11
親族との関りを把握した。	6	7	5	3	2
必要と思われる制度・サービスの利用について 動機付けを行った。	6	4	0	4	9

4.4 今後の展望

今回の評価では、課題改善到達状況を「支援継続中」「改善」「確認（現状維持）」というように分類されたが、その結果現状維持、という回答が最多を占めたため、在宅支援にとってどのような援助的なかかわりが有効なのか、十分に把握することは困難であった。

精神障がい者の在宅生活を支援していくためには、援助職との継続的な支援関係の構築とともに、服薬管理が行なえ地域の友人関係が築けていることが重要である。場合によっては自宅訪問などから、生活状況を把握しつつ、地域のコミュニティ資源に結び付けていくなど、息の長い継続的な支援の提供が求められるであろう。

今回の評価では大半が「できた」と評価されていたため、スモールステップでの達成感を味わいにくかったかもしれない。よりきめ細やかな援助について検討するためには、評価のアンカーポイントをより正確にすることが重要になってくるであろう。

5 精神障がい者退院支援プログラム

5.1 プログラムの概要

精神科医療機関に長期入院している被保護者で、退院可能であるものにたいし、医療機関との連携の下で在宅生活への移行や施設入所を支援していくことにより、社会的自立を促進することを目的とする。対象者の状態に応じて救護施設、更生施設、介護施設、グループホームなどの施設入所か、公営住宅や民間賃貸住宅等の在宅生活への移行を検討する。一般住宅への入居の場合には、物件探し、物件確保、外泊訓練、賃貸契約支援、居住後の継続的な支援体制の構築、といった多様な支援策を包括的に整えていくことが求められる。そのためには、複数の機関の連携が必須である。

5.2 課題項目の概要

課題改善（到達）項目は、退院を考え始める段階から、スケジュールの考慮、金銭管理、物件確保、契約、外泊訓練、施設入所の話し合い、まで地域居住に至る諸段階を包含している。援助の点検項目では、支援対象者や関係機関のスタッフとの関係性の構築、具体的な調整や施設入所にかかる手続が含まれている。

5.3 集計結果（自己点検の結果のまとめ）

回収が得られた 8 事例のうち支援継続中であったのが 3 事例、退院に至ったのが 5 事例であった。支援継続中の事例についてはいずれも前年度より支援を継続していたが、どの項目についても「できない」または「未回答」という結果であった。すなわち支援対象者においては、未だ退院に対して具体的な目標を構築できていない段階にあると考えられる。

一方、退院に至った事例については、5 事例全てにおいて「病院訪問により、支援対象者や病院スタッフと信頼関係を作れた」「福祉事務所に来所の際に、継続的に生活問題や退院の相談をされる関係ができた」「退院に向けて関係機関との連携した支援関係を作れた」の 3 項目については「ある程度できた」ないしは「できた」の評価がなされていた。施設入所に至った 1 事例については、退院後の生活の様子についての具体的な援助よりも親族との調整や施設入所に関する調整が援助の中心となった。アパート退院に至った 4 事例では課題項目の全てを「できた」とする事例もあったが、「退院に対して不安を感じていたり拒否的であった」や「福祉事務所に来所し相談する／生活保護費を受け取れる」では非該当の事例も 3 事例みられた。全ての事例において共通に見られた援助としては退院に向けて生活の不安を語れるような援助関係を構築しつつ、退院のスケジュールを相談し、外泊訓練やアパート探しを支援することであり、これらが退院支援における必須要件と考えられた。

5.4 今後の展望

長期入院者を退院に結びつけるためには、退院後の生活について生き生きと思い描けるような支援が重要であり、ただ「退院させればよい」というものではない。退院支援プロ